

(別表1)

事業継続力強化支援計画

事業継続力強化支援事業の目標	
I 現状 (1) 地域の災害等 リスク (洪水：ハザードマップ) 当町のハザードマップによると、当会が立地する市街地地域は浸水は予想されていない。一級河川の重信川に面している町北部は、小売業、製造業、サービス業など多様な業種の事業者が集中しているが、流域の住宅地域や工業地域において最大5mを超える浸水が想定されている。 (土砂災害：ハザードマップ) 当町のハザードマップによると、山間部の広田地区は大部分が土石流警戒区域となっている。また、主に建設業者が散在する谷間の川井地区も大部分が土石流警戒区域となっており、うち50%が特別警戒区域となっている。 (地震：J-SHIS) 地震ハザードステーションの防災地図によると、震度6弱以上の地震が今後30年間で70%以上の確率で発生すると言われている。 愛媛県の被害想定によると、本町では最大で震度6強が観測され、多大な人的・建物被害のほか、広域での断水・停電等の被害が見込まれている。 (その他) 本町の地形は、重信川に注ぐ砥部川が中央部を流れる盆地状の北部地域と、肱川水系に属し傾斜の急な山間地の南部地域に大きく二分されており、大きな災害に見舞われることの少ない北部地域と、地すべり指定地区があるなど小規模な土砂災害に見舞われることの多い南部地域では、様相が異なっている。 しかし、近年では気象の変化から時間50mmを超えるような激しい雨が観測されており、北部では平成29年台風第18号時に内水氾濫により100件を超える建物への浸水被害が発生し、南部では平成30年7月豪雨の大暴雨による河川水位上昇で越水が発生するなど、北部・南部を問わず大きな被害が発生している。 (感染症) 新型インフルエンザは、10年から40年の周期で出現し、世界的に大きな流行を繰り返している。また、新型コロナウイルス感染症のように国民の大部分が免疫を獲得しておらず、全国的かつ急速なまん延により、当町において多くの町民の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがある。	事業継続力強化支援事業の目標

(2) 商工業者の状況

- ・商工業者数 716人
- ・小規模事業者数 558人

【内訳：令和3年経済センサス】

業種	商工業者数	小規模事業者数	備考 (事業所の立地状況等)
商工業者	農業・林業・漁業	6	5 高尾田・三角地区、旧広田村地区に多い
	鉱業・採石業・砂利採取業	0	0
	建設業	75	73 町内に広く分散している
	製造業	132	機械製造業は重信川沿いに多く、製陶業は五本松・大南・北川毛地区に多い
	電気・ガス・熱供給・水道業	2	2 原町・大南地区
	情報通信業	6	5 町北部に多い
	運輸業・郵便業	19	13 町内に広く分散している
	卸売業・小売業	206	129 重信川沿い、旧国道33号線沿い、旧砥部町市街地に多い
	金融業・保険業	8	8 新旧国道33号線沿いに多い
	不動産業・物品賃貸業	32	28 町北部に多い
	学術研修・専門・技術サービス業	30	24 町北部および旧砥部町中心市街地に多い
	宿泊業・飲食サービス業	54	34 重信川沿い、国道33号線沿いに多い
	生活関連サービス業・娯楽業	58	55 町内に広く分散している
	教育・学習支援業	19	16 町北部および旧砥部町中心市街地に多い
	医療・福祉	29	16 町北部および旧砥部町中心市街地に多い
	複合サービス業	4	4 町内に広く分散している
	サービス業 (他に分類されないもの)	36	27 町内に広く分散している

(3) これまでの取組

1) 砥部町の取組

- ・「砥部町地域防災計画」を策定し、防災訓練を定期（年1回）に実施している。
- ・防災備品として、役場庁舎に（飲料水・乾燥米飯・缶詰・毛布等）を備蓄している。
- ・避難所運営マニュアルを策定している。

2) 当会の取組

- ・巡回指導による個別支援により、事業継続力強化計画等の周知を図ってきたが、以下のとおり、事業者B C P・事業継続力強化計画の策定件数が伸び悩んだ。
- ・愛媛県火災共済協同組合と協力し、火災共済への加入を推進し、以下のとおり加入等がなさ

れた。

- ・防災備品として、会館に（飲料水、乾パン等）を備蓄している。
- ・砥部町が実施する防災訓練の際には、参加及び協力してきた。

目標	目標（R 5年度）	実績（R 5年度）
スタートアップ型の簡易な事業者BCP策定	20	1
事業継続力強化計画認定	5	0
各種共済・保険制度への加入推進（見直し、検討資料提供含む）	30	54

II 課題

管内事業者においては、事業計画等と比較してBCPの必要性の認識が薄く、その必要性を喚起する必要である。

経営指導員等においては、緊急時の取組、協力体制の構築等を記したマニュアルの運用が形骸化しないよう、その適切な運用が課題である。

保険・共済の推進においては、経営指導員等が、各事業者における必要性の有無を判断し、総合的なリスクマネジメントを提案できる人材の育成が課題である。

感染症対策においては、地区内小規模事業者に対して予防接種の推奨や手洗いの徹底、体調不良者を出社させないルールづくりや、感染拡大時に備えてマスクや消毒液等の衛生品の備蓄、リスクファイナンス対策として保険の必要性を周知するなどが必要である。

また、砥部町商工会の建物は町の指定避難所に指定されており、南海トラフ地震等が発生した際にもある程度の安全性は確保されているが、自家発電設備は設置されておらず、商工会業務を継続するための代替施設を確保する必要がある。

III 目標

<定性的目標>

- ・地区内小規模事業者に対して、事業継続力強化セミナーの開催等を通じ、災害・感染症等リスクと事前対策の必要性を認識させる。
- ・発災時における連絡体制を円滑に行うため、当会と当町との間における被害情報報告ルートの構築や、感染症発生時の速やかな拡大防止策の実施措置を行えるよう、組織内における体制、関係機関との連携体制を平時から構築する。
- ・愛媛県防災士講座の受講等を通じ当会職員の防災スキルを向上させる。
- ・発災後、長時間にわたって復興支援策が行えるよう、代替施設の確保に努める。

<定量的目標>

次のとおり、今後5年間の目標を設定する。

目標	現状	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①事業継続力強化セミナーの開催（回）	0	1	1	1	1	1
②事業継続力強化計画の策定（件）	0	5	5	5	5	5
③各種共済・保険制度への加入推進（見直し、検討資料提供含む）（件）	54	30	30	30	30	30
④防災士講座への参加職員数（人）	1	1	1	1	1	1

※上記内容に変更が生じた場合は、速やかに愛媛県へ報告する。

事業継続力強化支援事業の内容及び実施期間

(1) 事業継続力強化支援事業の実施期間（令和7年4月1日～令和12年3月31日）

(2) 事業継続力強化支援事業の内容

- ・当会と当町の役割分担、体制を整理し、連携して以下の事業を実施する。

<1. 事前の対策>

- ・「砥部町地域防災計画」について、本計画との整合性を整理し、自然災害発災時や感染症発生時に速やかな応急対策等に取り組めるようする。

1) 小規模事業者に対する災害・感染症等リスクの周知

- ・巡回経営指導時に、ハザードマップ等を用いながら、事業所立地場所の自然災害等のリスク及びその影響を軽減するための取組や対策（事業休業への備え、水災補償等の損害保険・共済加入、行政の支援策の活用 等）について説明する。
- ・会報や町広報、ホームページ、メールマガジン等において、国の施策の紹介や、リスク対策の必要性、損害保険の概要、事業者BCPに積極的に取り組む小規模事業者の紹介等を行う。
- ・小規模事業者に対し、事業者BCP（即時に取組可能な簡易的なもの含む）の策定による実効性のある取組の推進や、効果的な訓練等について指導及び助言を行う。
- ・事業継続の取組に関する専門家を招き、小規模事業者に対する事業者BCP・事業継続力強化計画策定セミナーや行政の施策の紹介、損害保険の紹介等を実施する。
- ・新型ウイルス感染症は、いつでも、どこでも発生する可能性があり、感染の状況も日々変化するため、事業者には常に最新の正しい情報を入手し、デマに惑わされることなく、冷静に対応することを周知する。
- ・新型ウイルス感染症に関しては業種別ガイドラインに基づき、感染拡大防止策等について事業者への周知を行うとともに、今後の感染症対策に繋がる支援を実施する。
- ・事業者へ、マスクや消毒液等の一定量の備蓄、オフィス内換気設備の設置、ITやテレワーク環境を整備するための情報や支援策等を提供する。

2) 商工会自身の事業継続計画の作成

- ・当会は、全国商工会連合会様式をもとに、令和2年に事業継続計画を作成（別添）。

3) 関係団体等との連携

- ・全国商工会連合会が連携協定を結ぶ東京海上日動火災保険株式会社に専門家の派遣を依頼し、会員事業者以外も対象とした普及啓発セミナーや損害保険の紹介等を実施する。
- ・感染症に関しては、収束時期が予測しづらいこともあり、リスクファイナンス対策として各種保険（生命保険や傷害保険、感染症特約付き休業補償など）の紹介等も実施する。
- ・関係機関への普及啓発ポスター掲示依頼、セミナー等の共催。

4) フォローアップ

- ・小規模事業者におけるBCP・事業継続力強化計画の策定状況の確認
- ・策定事業者については、計画の実施状況・見直しの検討等の確認
- ・（仮称）砥部町事業継続力強化支援協議会（構成員：当会、当町）を開催し、状況確認や改善点等について協議する。

5) 当該計画に係る訓練の実施

- ・自然災害（震度6強の地震が発生したと仮定し、当町との連絡ルートの確認等を行う（訓練は最低年1回実施する）。

< 2. 災害・感染症等発生後の対策 >

- ・自然災害等による発災時には、人命救助が第一であることは言うまでもない。また、新型ウイルス感染症の発生時においては、拡大を防ぐための対策が不可欠である。そのうえで、下記の手順で地区内の被害状況等を把握し、関係機関へ連絡する。

1) 応急対策の実施可否の確認

- ・発災後1時間以内に職員の安否報告を行う。商工会災害対応システム及びSNS等を利用して安否確認や業務従事の可否、大まかな被害状況（家屋被害や道路状況等）等を当会と当町で共有する。)
- ・国内感染者発生後には、職員の体調確認を行うとともに、事業所の消毒、職員の手洗い・うがい等の徹底を行う。
- ・感染症流行や、新型インフルエンザ等対策特別措置法第32条に基づき、政府による「緊急事態宣言」が出た場合は、砥部町における感染症対策本部設置に基づき当会による感染症対策を行う。

2) 応急対策の方針決定

- ・当会と当町との間で、被害状況や被害規模に応じた応急対策の方針を決める。（豪雨における例 職員自身の目視で命の危険を感じる降雨状況の場合は、出勤をせず、職員自身がまず安全確保をし、警報解除後に勤務する。等。）
- ・職員全員が被災する等により応急対策ができない場合の役割分担を決める。
- ・大まかな被害状況を確認し、1日以内に情報共有する。

（例：被害規模の目安は以下を想定）

大規模な被害がある	<ul style="list-style-type: none">・地区内10%程度の事業所で、「瓦が飛ぶ」、「窓ガラスが割れる」等、比較的軽微な被害が発生している。・地区内1%程度の事業所で、「床上浸水」、「建物の全壊・半壊」等、大きな被害が発生している。・被害が見込まれている地域において連絡が取れない、もしくは、交通網が遮断されており、確認ができない。
被害がある	<ul style="list-style-type: none">・地区内1%程度の事業所で、「瓦が飛ぶ」、「窓ガラスが割れる」等、比較的軽微な被害が発生している。・地区内0.1%程度の事業所で、「床上浸水」、「建物の全壊・半壊」等、大きな被害が発生している。
ほぼ被害がない	<ul style="list-style-type: none">・目立った被害の情報がない。

※なお、連絡が取れない区域については、大規模な被害が生じているものと考える。

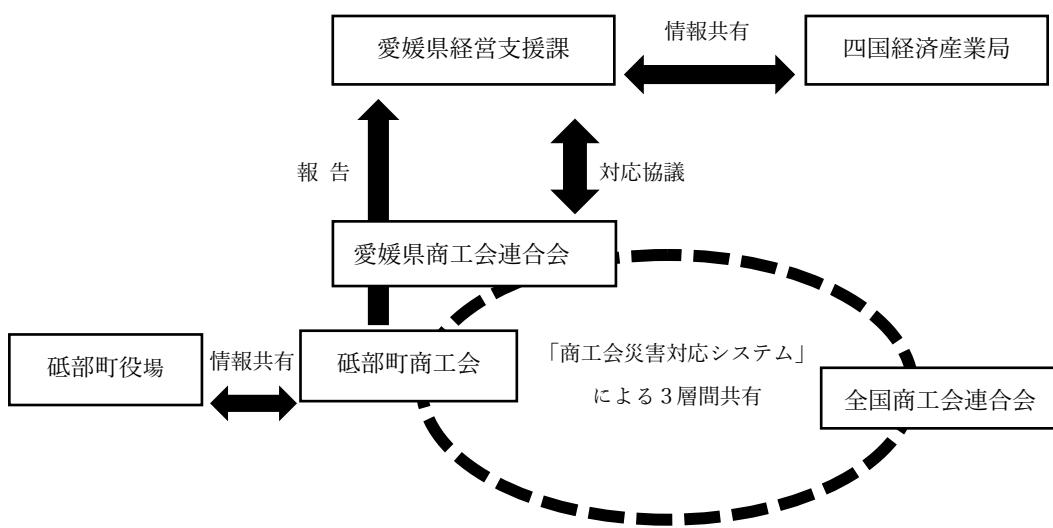
- ・当計画により、当会と当町は以下の頻度で被害情報等を共有する。

発災後～1週間	1日に3回共有する
1週間～2週間	1日に2回共有する
2週間～1ヶ月	1日に1回共有する
1ヶ月以降	2日に1回共有する

- ・当町で取りまとめた「砥部町新型インフルエンザ等対策行動計画」を踏まえ、必要な情報の把握と発信を行うとともに、交代勤務を導入する等体制維持に向けた対策を実施する。

< 3. 発災時における指示命令系統・連絡体制 >

- ・自然災害等発生時に、地区内の小規模事業者の被害情報の迅速な報告及び指揮命令を円滑に行うことができる仕組みを構築する。
- ・二次被害を防止するため、被災地域での活動を行うことについて決める。
- ・当会と当町は被害状況の確認方法や被害額（建物、設備、商品等）の算定方法について、あらかじめ確認しておく。
- ・当会と当町が共有した情報を、「商工会災害対応システム」を活用して愛媛県経営支援課へ報告する。
- ・感染症流行の場合、国や都道府県等からの情報や方針に基づき、当会と当町が共有した情報を愛媛県の指定する方法にて当会又は当町より愛媛県へ報告する。



< 4. 応急対策時の地区内小規模事業者に対する支援 >

- ・相談窓口の開設方法について、砥部町と相談する（当会は、国の依頼を受けた場合は、特別相談窓口を設置する）。
- ・安全性が確認された場所において、相談窓口を設置する。
- ・地区内小規模事業者等の被害状況の詳細を確認する。
- ・応急時に有効な被災事業者施策（国や都道府県、市町等の施策）について、地区内小規模事業者等へ周知する。
- ・感染症の場合、事業活動に影響を受ける、またはその恐れがある小規模事業者を対象とした支援策や相談窓口の開設等を行う。

< 5. 地区内小規模事業者に対する復興支援 >

- ・愛媛県の方針に従って、復旧・復興支援の方針を決め、被災小規模事業者に対し支援を行う。
- ・被害規模が大きく、被災地の職員だけでは対応が困難な場合には、他の地域からの応援派遣等を愛媛県商工会連合会等に相談する。

※上記内容に変更が生じた場合は、速やかに愛媛県へ報告する。

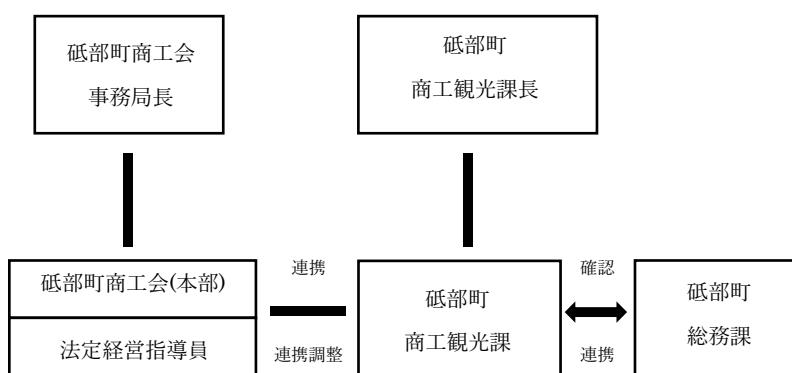
(別表2)

事業継続力強化支援事業の実施体制

事業継続力強化支援事業の実施体制

(令和7年1月現在)

(1) 実施体制（商工会又は商工会議所の事業継続力強化支援事業実施に係る体制／関係市町村の事業継続力強化支援事業実施に係る体制／商工会又は商工会議所と関係市町村の共同体制／経営指導員の関与体制 等）



(2) 商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律第5条第5項に規定する経営指導員による情報の提供及び助言に係る実施体制

①当該経営指導員の氏名、連絡先

経営指導員 江戸 道夫（連絡先は後述（3）①参照）

②当該経営指導員による情報の提供及び助言（手段、頻度 等）

※以下に関する必要な情報の提供及び助言等を行う

- ・本計画の具体的な取組の企画や実行
- ・本計画に基づく進捗確認、見直し等フォローアップ（1年に1回以上）

(3) 商工会／商工会議所、関係市町村連絡先

①商工会

砥部町商工会

〒791-2132 愛媛県伊予郡砥部町大南394

TEL：089-962-2148 / FAX：089-962-6695

E-mail : tobecho-s@esci.or.jp

②関係市町

砥部町役場 商工観光課

〒791-2195 愛媛県伊予郡砥部町宮内1392番地

TEL：089-962-7288 / FAX：089-962-4277

E-mail : 025shoukan@town.tobe.ehime.jp

※ 上記内容に変更が生じた場合は、速やかに愛媛県へ報告する。

(別表3)

事業継続力強化支援事業の実施に必要な資金の額及びその調達方法

(単位 千円)

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
必要な資金の額	300	300	300	300	300
・専門家派遣費	200	200	200	200	200
・協議会運営費	40	40	40	40	40
・セミナー開催費	30	30	30	30	30
・パンフ、チラシ作製費	30	30	30	30	30

(備考) 必要な資金の額については、見込み額を記載すること。

調達方法

会費・手数料収入 等

(備考) 調達方法については、想定される調達方法を記載すること。

(別表4)

事業継続力強化支援計画を共同して作成する商工会又は商工会議所及び関係市町村以外の者を連携して事業継続力強化支援事業を実施する者とする場合の連携に関する事項